

鋼 船 規 則

規
則

S 編

危険化学品ばら積船

2007 年 第 1 回 一部改正

2007 年 2 月 1 日 規則 第 3 号

2006 年 11 月 17 日 技術委員会 審議

2006 年 12 月 19 日 理事会 承認

2007 年 1 月 24 日 国土交通大臣 認可

2007 年 2 月 1 日 規則第 3 号
鋼船規則の一部を改正する規則

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

S 編 危険化学品ばら積船

13 章 計測装置（IBC コード 13 章）

13.2 ガス検知

13.2.1 の末尾に「なお、当該検知器は本会の適当と認めるものでなければならない。」を加える。

附 則

1. この規則は、2007 年 7 月 1 日(以下、「施行日」という。)から施行する。
2. 施行日以後に製造中登録検査の申込みをする船舶以外の船舶にあっては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

鋼船規則検査要領

S 編

危険化学品ばら積船

要
領

2007 年 第 1 回 一部改正

2007 年 2 月 1 日 達 第 4 号
2006 年 11 月 17 日 技術委員会 審議

2007 年 2 月 1 日 達 第 4 号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

S 編 危険化学品ばら積船

改正その 1

S3 船体配置

S3.2 居住区域，業務区域，機関区域及び制御場所

S3.2.3 居住区域，業務区域及び機関区域並びに制御場所への諸開口

-5.として次の 1 項を加える。

-5. 規則 S 編 3.2.3 の適用上，船首楼内の区画については，発火源となり得るものが格納される場合であっても，貨物エリアに面する戸を設けて差し支えない。ただし，戸の位置は，規則 S 編 10.2 に規定する危険場所の範囲外とすること。

附 則（改正その 1）

1. この達は，2007 年 1 月 1 日（以下，「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日以後に製造中登録検査の申込みをする船舶以外の船舶にあっては，この達による規定にかかわらず，なお従前の例によることができる。

S13 計測装置

S13.2 ガス検知

S13.2.1 として、次の1条を加える。

S13.2.1 一般

規則 S 編 13.2.1 にいう「本会の適当と認めるもの」とは、次の**(1)**又は**(2)**に該当するものをいう。

- (1) 船舶安全法第六条第三項（予備検査）又は第六条の四第一項（型式承認）の規定に基づく検査又は検定に合格したもの。
- (2) 財団法人日本舶用品検定協会の行う検査に合格したもの。

附 則（改正その2）

1. この達は、2007年7月1日(以下、「施行日」という。)から施行する。
2. 施行日以後に製造中登録検査の申込みをする船舶以外の船舶にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。